大阪府教育委員会規則第　　　号

大阪府教育委員会会議規則の一部を改正する規則

　大阪府教育委員会会議規則（昭和三十一年大阪府教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （会議）  第二条　会議は、毎月一回招集する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。  ２　教育長が必要があると認めるときは、臨時に会議を招集することができる。  ３・４　（略） | （会議）  第二条　会議は、毎月一回招集する。ただし、教育長が必要があると認めるときは、臨時に会議を招集することができる。  ２・３　（略） |
|  |  |

附　則

　この規則は、公布の日から施行する。